

# 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、本年7月31日までです。  
 8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。  
 8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。  
 なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に住民課まで返却してください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証について

所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡ<sup>(※)</sup>に該当する方は、『限度額適用認定証』を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。

なお、過去に『限度額適用認定証』の交付を受けたことがあり、令和元年度の所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡに該当する方、また『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けたことがあり、令和元年度の所得区分が低所得区分に該当する方については、認定証を7月下旬に送付する保険証に同封します。

※現役並み所得者Ⅰとは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎ 56 9 1 3 4

## 学習サポートボランティア募集中!

町内在住の中学生の自主学習を支援して下さるボランティアの方を次のとおり随時募集しております。

▶内容＝中学生に問題の解き方や学習方法等を個別に支援する。(国語・数学・理科・社会・英語の中で可能なものだけで結構です)

▶対象生徒＝町内在住及び町内の中学校に通う中学生

▶期日＝中学校の夏休み・冬休み・春休み期間中  
 ※都合の良い期日及び時間帯で結構です。

▶場所＝上三川町立図書館

▶応募方法＝「上三川町学習サポート事業学習支援ボランティア登録票」に必要事項を記入し、メール・ファックス・郵送・持参で生涯学習課に提出してください。

※登録票は生涯学習課窓口で配布のほか、町のホームページからダウンロードできます。

▶問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係

☎ 56 9 1 5 9

## 総務省統計局・上三川町では、「経済センサス基礎調査」を実施しています。



この調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が全国すべての事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしく願います。

▶調査期間＝令和元年6月から令和2年1月まで

▶問い合わせ先＝企画課 情報広報係

☎ 56 9 1 1 7

# かみたん プレミアム商品券について

消費税率の上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム商品券を発行します。



## 申請から使用までの流れ

### 1. 申請する(非課税者分のみ)

対象となる可能性のある方へ町から申請書が届きます。(7月中旬予定)  
 ※2019年1月1日時点で上三川町に住民票がある方が対象。  
 ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。  
 ・申請期間：2019年7月から11月末日まで。  
 ※子育て世帯分については申請は不要です。

### 2. 商品券の購入引換券が届く

・対象者へ9月上旬から順次購入引換券が届きます。

### 3. 商品券を購入する

・郵便局窓口(上三川・上蒲生・本郷)で購入引換券・本人確認書類を示し商品券を現金で購入してください。  
 ・商品券は5千円単位で購入できます。  
 ・購入可能期間：2019年10月1日から2020年2月28日まで

### 4. 商品券を使用する

・商品券は使用可能な期間中に、上三川町内の使用可能な店舗でご使用ください。  
 ・使用可能期間：2019年10月1日から2020年3月31日まで  
 ※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は500円です。

## プレミアム商品券を購入できるのは？

### ①非課税者分

2019年度の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

### ②子育て世帯分

2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主



お子さまおひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は、両方の立場で商品券を購入することができます。



「プレミアム商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

広報かみのかわ6月号に掲載しました記事タイトルの一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

P8プレミアム付商品券事業の実施について(誤)かみたんプレミアム商品券の販売の販売(正)かみたんプレミアム商品券の販売

## よくあるご質問

### ○対象について

Q. 住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A. 住民税は、給与等からの引き落とし又は町から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、町から送付される納税通知書の有無などで確認することができます。  
 なお、原則として2019年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納税通知書の送付は6月半ば頃までに行われます。

### ○申請について

Q. 申請書はどこで手に入るのでしょうか？

A. 申請書は、購入対象の可能性のある方に個別に郵送(7月中旬予定)しますが、申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。  
 なお、子育て世帯分の商品券については申請は不要です(購入引換券が送付されます)。



その他詳細は、町HPをご確認ください。

▶問い合わせ先＝健康福祉課 福祉人権係 ☎569128